令和７年度　職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：　養父市長、養父市議会議長、養父市教育委員会

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	85.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.8%
全職員	77.7%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長	98.6%
本庁次長	94.0%
本庁課長	89.7%
本庁課長相当職	95.0%
本庁課長補佐	91.2%
本庁係長相当職	95.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	―
３１～３５年	94.2%
２６～３０年	95.0%
２１～２５年	92.0%
１６～２０年	89.7%
１１～１５年	85.0%
６～１０年	92.3%
１～５年	86.3%

【説明欄】

・全職員に係る情報の「任期の定めのない常勤職員」における男女の給与の差異については、扶養手当や住居手当を世帯主や住居の契約者となっている男性に対して支給している場合が多いことが、差異の要因となっています。（扶養手当の受給者の 83.0%、住居手当の受給者の 61.2%が男性職員）
・女性職員に占める、勤務時間の短い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」（会計年度任用職員）の割合が、男性職員と比較し高いため、給与に差異が生じています。（女性職員 54.7%、男性職員 24%）
・勤続年数別の１～５年目の中には、国や県等からの派遣者も含まれています。
・任期の定めのない常勤職員以外の職員に含まれる会計年度任用職員については、給料が月額で支給されている職員のみ計上しています。
・診療所医師は除いています。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。